

山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定する区域

※火災予防条例第29条第5号関係

安居島、青波町、浅海原、浅海本谷、朝日ヶ丘一丁目、天山二丁目、石手五丁目、石風呂町、磯河内、一番町三丁目、猪木、祝谷三丁目、祝谷西町、祝谷東町、院内、牛谷、梅木町、宇和間、恵原町、大井野町、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小野町、小浜、小山田、恩地町、上総町、勝岡町、門田町、上伊台町、上高野町、上難波、上怒和、鴨之池、河中町、川の郷町、儀式、北梅本町、北久米町、北斎院町、北吉田町、衣山四丁目、客、九川、久谷町、窪野町、熊田、久万ノ台、神浦、河野高山、小川谷、米野町、小屋町、権現町、才之原、桜ヶ丘、桜谷町、佐吉、猿川、猿川原、食場町、下伊台町、下難波、宿野町、庄、常光寺町、城山町、庄府、淨瑠璃町、神次郎町、新浜町、末町、杉立町、菅沢町、苞木、善応寺、太山寺町、高岡町、高田、鷹子町、高野町、高浜町一丁目、高浜町二丁目、高浜町三丁目、高浜町四丁目、高浜町五丁目、高浜町六丁目、滝本、立岩米之野、立岩中村、谷町、玉谷町、常竹、津吉町、津和地、泊町、長師、中島粟井、中島大浦、中通、中野町、夏目、西谷、西野町、饒、野忽那、梅津寺町、萩原、白水台三丁目、白水台四丁目、畠寺町、畠里、八反地、東石井二丁目、東石井三丁目、東大栗町、東方町、東川町、東野三丁目、東山町、姫原一丁目、平井町、平田町、平林、福角町、福見川町、藤野町、二神、船ヶ谷町、麓、古三津四丁目、別府町、北条辻（鹿島に限る。）、星岡一丁目、星岡三丁目、堀江町、本谷、正岡神田、松ノ木二丁目、丸之内、溝辺町、水口町、港山町、南梅本町、南江戸五丁目、南江戸六丁目、南久米町、南斎院町、宮内、宮野、御幸一丁目、睦月、元怒和、安岡、柳谷町、山越三丁目、山田町、山西町、湯の山三丁目、湯山柳、由良町、横谷、吉木、吉藤一丁目、吉藤五丁目、和田